

1.4 外国人患者への医療

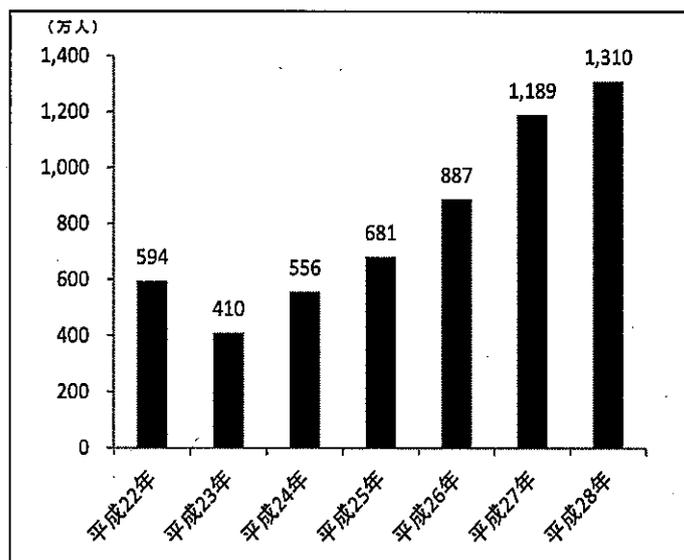
- 外国人患者の受入れが進むよう、受入体制が整った医療機関の整備を進めます。
- 外国人患者や、外国人対応を行う機会が多い関係機関等に対し、医療情報等を効果的に提供します。
- 外国人患者が、症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築に向けて取組を進めます。

現 状

1 訪都外国人・在留外国人の現状

- 近年、東京都を訪れる外国人旅行者数は増加しており、平成28年に東京都を訪れた外国人旅行者は約1,310万人と過去最高となりました。
都が平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」においては、訪都外国人旅行者数の目標を、平成32年(2020年)には2,500万人、平成36年(2024年)には3,000万人としています。
- 国・地域別の延べ宿泊者数でみると、中国、台湾、アメリカ、韓国や香港からの宿泊者が多くなっています。

訪都外国人旅行者数の推移



資料：「東京都観光客数等実態調査」(東京都調べ)

○ また、都の外国人人口も近年増加してきており、総人口約1,365万人のうち、約49万人が外国人となっています。国籍・地域別では、中国が4割弱を占めており、韓国、フィリピン、ベトナム、ネパールと続いています。

○ 区市町村別にみると、新宿区が多く、次いで、江戸川区、足立区の順となっています。国籍をみると、中国籍、韓国・朝鮮籍の外国人は新宿区が最も多く、ベトナム・ネパール国籍は新宿区や豊島区に、またフィリピン国籍は足立区、インド国籍は江戸川区が多いなど、区市町村によって外国人の状況は異なります。（「東京都多文化共生推進指針」（生活文化局）より）

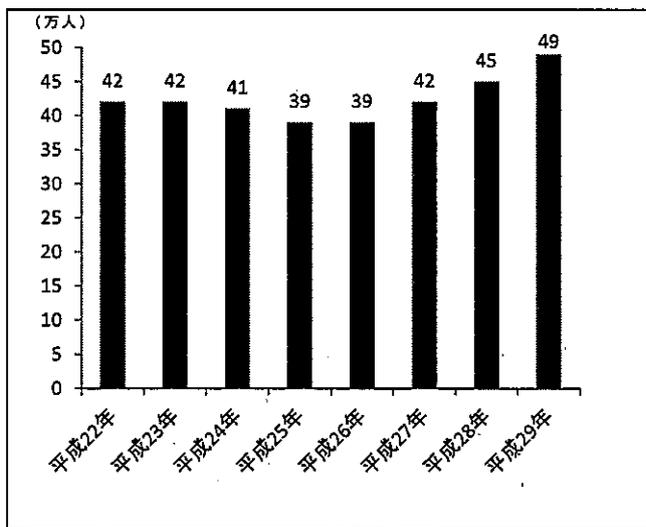
平成28年 東京都内の外国人延べ宿泊者数
上位10か国・地域

		(万人)	(%)
1位	中国	360	(22.4)
2位	台湾	186	(11.2)
3位	アメリカ	183	(11.3)
4位	韓国	111	(6.9)
5位	香港	92	(5.7)
6位	タイ	60	(3.7)
7位	オーストラリア	58	(3.6)
8位	シンガポール	51	(3.2)
9位	イギリス	43	(2.7)
10位	フランス	33	(2.0)

※従業員数10人以上の施設の外国人延べ宿泊者数
資料：「宿泊旅行統計調査」（日本政府観光局）

○ 外国人旅行者や在留外国人の増加により、今後、医療機関を受診する外国人患者も増えることが予想されます。

東京都の外国人人口の推移



資料：「東京都の統計 外国人人口」（東京都調べ）

東京都の外国人人口（国籍・地域別）
平成29年1月1日現在

		(万人)	(%)
1位	中国*	18.6	(38.2)
2位	韓国	8.9	(18.2)
3位	フィリピン	3.1	(6.3)
4位	ベトナム	2.8	(5.7)
5位	ネパール	2.3	(4.7)
6位	台湾	1.7	(3.6)
7位	米国	1.7	(3.5)
8位	インド	1.0	(2.1)
9位	ミャンマー	0.8	(1.7)
10位	タイ	0.8	(1.6)

※香港を含む。

資料：「東京都の統計 外国人人口」（東京都調べ）

2 都内医療機関等の状況

- 医療機関における診療案内や診察の多言語対応、患者の宗教・習慣の違いを考慮した対応、院内スタッフへの教育・研修体制など、外国人患者の受入れ体制を第三者認証機関が評価する、「外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIP¹」の認証を取得した病院が都内に10病院あります（平成30年3月現在）。
- また、観光庁と厚生労働省が示した要件に基づいて選定した、外国語診療が可能である医療機関である「訪日外国人旅行者受入れ医療機関²」は、都内に27病院、142診療所、105歯科診療所あります（平成30年1月現在）。

これまでの取組

- 外国人旅行者・在留外国人の増加や、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も見据え、「医療機関への支援」、「外国人患者への医療情報の提供」に取り組んでいます。
- 都立・公社病院でも順次「外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIP」の認証取得に取り組んでいます。

1 医療機関への支援

- 医療機関における外国人患者受入れ体制の整備を進めるため、「外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIP」の認証取得に取り組む病院や、外国人向けのパンフレット等の作成や院内資料の多言語化等を行う医療機関への支援を行っています。
- 医療機関の外国人患者対応を支援する研修を行うとともに、診療所向けに外国人患者対応マニュアルを作成しました。
- 救急で来院した外国人患者が、日本語が不自由なために診療等に支障がある場合に、医療機関に対し電話による通訳を実施しています。

¹ 外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIP：外国人が安心して医療機関を受診できる環境を整備するために、厚生労働省が平成24年に創設した認証制度。外国人患者の受入れに関する項目を、「受入れ対応」、「患者サービス」など5つの分類で評価する。

² 訪日外国人旅行者受入れ医療機関：（1）または（2）の要件を満たす医療機関が対象となる。
（1）「緊急時対応等が可能である」訪日外国人旅行者受入医療機関（下記①から③の要件を全て満たす病院）：①24時間365日救急患者を受け入れていること ②救急科、内科、外科、小児科を含む複数診療科を有すること ③少なくとも英語による診療が可能であること（通常診療時間内に、医師が直接英語で診察、または日英通訳者を介した診療が可能であること）
（2）「外国語による診療が可能である」訪日外国人旅行者受入医療機関：外国語による診療が可能であること（診療所を含む）

【対応言語・対応時間】（平成 30 年 3 月現在）

英語・中国語	平日	17:00～翌朝 9:00
	土日祝日	9:00～翌朝 9:00
韓国語・タイ語・スペイン語	平日	17:00～20:00
	土日祝日	9:00～20:00

2 医療情報等の提供

- 東京都保健医療情報センターにおいて、外国人患者からの、日本の医療制度や、外国語で診療できる医療機関に関する問合せ等について、相談員が電話対応する「外国語対応事業（医療情報サービス）」を実施しています。

【対応言語・対応時間】（平成 30 年 3 月現在）

英語・中国語・韓国語・ タイ語・スペイン語	毎日	9:00～20:00
--------------------------	----	------------

- インターネットにより都内医療機関や薬局の情報提供を行う、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”及び東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”は、一部ページのみ英語での情報提供を行っていましたが、平成 29 年度にサイトの改修を行い、英語・中国語・韓国語への多言語化を図りました。
- 感染症が疑われる場合などにおける医療機関の探し方や受診の仕方についての情報を記載した多言語ガイドブックを作成し、宿泊施設等に配布しています。

課題と取組の方向性

<課題 1>外国人患者の受入体制が整った医療機関の確保

- 外国人患者の受入体制が整っている医療機関は少ないため、診療所も含め、外国人患者への対応に取り組む医療機関を確保していく必要があります。
- 外国人患者への対応に当たっては、言葉や宗教や文化、医療制度の違いにより、様々な体制の整備や配慮が求められます。
- 外国人患者の受入れを行う医療機関においては、多言語対応（医療通訳の確保、院内表示・資料の多言語化等）や未収金防止対策等、受入れへの準備が必要となり、外国人患者への対応力の向上を図っていく必要があります。

(取組1) 外国人患者受入れ医療機関の整備

[基本目標 II]

- 外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIP取得に対する支援、院内表示の多言語化など、外国人患者受入体制整備への支援により、引き続き外国人対応に取り組む医療機関の整備を促進していきます。
- 全都立・公社病院において、外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIPの認証取得などにより、多言語による診療体制を整備していきます。
- 医療機関における多言語対応を支援するため、外国人患者が救急で来院した際に活用できる電話による救急通訳サービスを引き続き実施します。
- 未収金防止対策、宗教・文化・慣習の違いや医療制度の違いを理解した上での対応、感染症情報等の医療機関向けの研修や、診療所向け外国人患者対応のためのマニュアルなどを通じて医療機関の対応力の向上を図ります。

<課題2>外国人向けの医療情報等の充実

- 外国人に、医療機関の受診方法や日本の医療制度等に係る情報を効果的に周知し、理解してもらうことが重要です。

(取組2) 医療情報等の効果的な提供

[基本目標 II]

- 東京都保健医療情報センターの外国語対応事業（医療情報サービス）や、東京都医療機関案内サービス“ひまわり”・東京都薬局機能情報提供システム“t-薬局いんふお”等のWebサイトにおいて、外国人対応を行う医療機関・薬局の紹介や、日本の医療制度等について情報提供を行っています。
- 外国人への対応を行う機会の多い宿泊施設、観光案内所や、区市町村、救急相談センター（#7119）等の関係機関と連携して、効果的に医療情報等を提供していきます。

<課題3>外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みづくり

- 外国人患者は軽症でも救急車で大規模病院へ受診する事例が多いため、軽症は診療所や中小病院、重症は規模の大きい病院を受診するなど、症状に応じた医療機関の受診を促す必要があります。
- 地域によって外国人旅行者や在留外国人の状況は異なるため、行政や医療機関、医師会等関係団体、宿泊施設等が連携し、地域の実情に応じて、外国人患者が症状に応じて安心して医療機関を受診できるようにする必要があります。

(取組3) 外国人患者が症状に応じて安心して受診等ができる仕組みの構築

[基本目標 II]

- 行政や医療機関、医師会等関係団体や宿泊施設等、関係機関による会議体を設置し、関係機関の連携を強化した取組を促進します。
- 地域の医療機関が連携した、症状に応じて外国人患者を受け入れる仕組みづくり(医療機関間の連携、診療所・中小病院の後方支援)や、関係機関と連携した効果的な情報提供の仕組みづくりなど、地域の実情に応じた取組を推進します。
- 国や関係部署等と連携して、外国人旅行者に対する旅行保険の加入促進の働きかけや、海外への日本の医療制度などの情報の発信を行っていきます。

評価指標

取組	指標名	現状	目標値
取組1 取組3	「外国人患者受入れ医療機関認証制度・JMIP」認証病院数	10 病院	増やす
取組1 取組3	「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」数	27 病院 142 診療所 105 歯科診療所	増やす